

会員事業所の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、会員事業所の皆様におかれましては大変なご苦労の中対応にご尽力されていることと存じます。

会員事業所の皆様におかれましては、このような状況が続く中、経営への影響が大変心配されるとともに、従業員の方々の雇用についても一時帰休や交替制・在宅勤務など試行錯誤をされながら事業継続に全力に取り組まれていることと存じます。

当協会におきましても、従業員の雇用や労務対応、雇用調整助成金のご相談等、引き続き多くのご相談が寄せられております。

その中においても、緊急事態宣言が一部の地域より解除され始め、まだほんの少しではありますが、今後に対する光も見えてきています。

当協会は、引き続き会員事業所の皆様に寄り添いサポートをして参ります。

現況、まだまだ厳しい状況ではありますが、引き続き何卒よろしくようお願い申し上げます。会員事業所の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛ください。

社会保険労務士法人 淀川労務協会
代表社員 松井 文男

改定第4版：令和2年5月18日

会員事業所各位

社会保険労務士法人 淀川労務協会

特別措置法に基づく「緊急事態宣言」に伴う当協会の業務体制に関しまして **【5月18日（月）から当協会の業務体制について新たに変更を行います】**

（一部緩和：事務手続き担当職員勤務を週3日→4日へ / 訪問・ご来訪を必要な場合可能へ）

5月14日、政府より「緊急事態宣言」について、大阪府は解除されず引き続き5月31日（日）まで延長（5月21日に再度検討）とされました。同日、大阪府知事より5月16日以降は自粛要請・解除の対策を段階的に実施する「大阪モデル」を踏まえ、これまでの自粛要請を一部解除されることになりました。

当協会は、大阪府が現在のところ特定警戒都道府県に指定されており、引き続き「出勤者を最低7割減」「接触機会の8割削減」を要請されていることを踏まえつつ、大阪府知事による自粛要請の一部解除に伴い、当協会の業務体制を5月18日（月）より下記の通り変更させていただきます。

なお、期間は5月31日（日）迄※とし、期中において緊急事態宣言が解除されても同様とします。

- ※1 期間は5/31（日）迄を予定しておりますが、適用が延長される場合は、準じて延長させていただきます。
- ※2 6/1（月）以降の業務体制については、改めてご案内させていただきます。

1. 労務相談担当職員は、テレワークによる在宅勤務に変更致します。

【変更内容】

労務相談担当職員4名（松井、村崎、下村、三浦）：

- ・原則テレワークによる在宅勤務（月～金の平日 8:45～17:45）に変更しております。

【労務相談等の対応について】

原則メールでご用件をお送り頂ければ、折り返しご連絡、ご対応をさせていただきます。

2. 事務手続き担当職員は、時差出勤 及び 交替制による週4日勤務に変更致します。

【変更内容】

事務手続き担当職員：（出勤時間帯、出勤曜日については個別にご案内させていただきます）

① 勤務時間：担当職員毎の時差出勤※に変更致します。

※8:00-17:00（休憩 11:30or12:00～1時間）又は 10:00-19:00（休憩 13:00～14:00）

② 交替制勤務：2交替制（※担当職員毎により、「月水金+1日※」又は「火木土+1日※」の勤務）における週4日勤務に変更致します。※「+1日」は日曜日を除く曜日で個別設定

③ フロア別勤務：10F・11Fのフロアに分かれ、かつ交替制勤務導入により座席の間隔を一席ずつ空けることによって一層十分に相互の距離とって業務を行う体制に致します。

【事務手続きの対応について】

メール、FAX、郵送等でご連絡を頂けるものに関しては、週4日の勤務日に確認し、順次処理を進め、必要な場合にはご連絡をさせていただきます。また電話にてご連絡・ご相談を頂ける場合は、大変恐縮ではございますが、担当職員勤務日にご連絡を頂けますようお願い致します。

なお、お急ぎのお問い合わせ等につきましては、出勤している職員が対応させていただきます。

（会員事業所の皆様へのお願い）

可能な限り業務の遅延を少なくするよう努めさせていただきますが、現下の状況等を鑑み従前より遅れが生ずる場合が予想されます。また、依頼案件の内容を考慮し優先順位をつけて処理を行わせて頂く場合もございます。何卒ご了承頂きます様お願い申し上げます。

3. 当協会職員による訪問及び事業所の皆様のご来所について

「緊急事態宣言」の延長に伴い、当協会職員による事業所様への訪問及び事業所の皆様の当協会へのご来訪について原則自粛にてご協力を頂いておりますが、大阪府知事による自粛要請の一部解除に伴い、訪問・ご来訪が必要な場合については可能※とさせていただきます。

※ 訪問・ご来訪によるご相談をご希望される場合は、「マスク着用」「手指消毒の徹底」並びに会議室の換気、飛沫対策のため十分な距離の確保、できる限り最少人数での対応に引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

4. 今後、万が一、事務所職員に感染者が出た場合について

当協会では、職員同士においてもできる限りの接触を回避するため、労務相談担当職員は原則在宅勤務に、事務手続き担当職員は、時差出勤及び2交替制週4日勤務かつ10F、11Fの2フロアに分かれて、少人数でより一層職員間の距離をとった業務体制を行っており、職員間の「濃厚接触」を可能な限り少なくかつ、万が一の場合でも対象者の範囲を限定する対策をとっております。

今後、万が一、事務所職員に感染者が出た場合、保健所等関係機関に連絡・相談のもと指示・要請に従い対応してまいります。保健所等の指導によっては、事務所の一部または全部について一定期間休業の必要が出てくる場合もございます。その際、ご依頼頂いている事務手続きについて遅れが生ずる場合もございます。また、労務相談担当者とのお打合せが一定期間内にあった事業所様には、当協会よりご連絡をさせていただきます。

今後も、当協会は新型コロナウイルス感染症の更なる拡大・蔓延防止のため、また当協会職員の安全を一層図るために当該業務体制を適切に進めてまいります。

会員事業所の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご了承を頂けますようお願い致します。

◇会員事業所の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけすることとなりますが、現下の状況を鑑み、何卒ご理解頂けますようお願い致します。

なお、今後の情勢によっては、改めて異なる体制をとらせていただく可能性がございます。